

ゆに住まいNavi

Vol.3

2018年10月1日発行

町内に空き家などをお持ちの方へ

物件の登録相談にお越しいただく相談者の中には、物件の所有者名義がご遺族に変更されていない、地目が宅地や雑種地以外で登記されていて住宅情報バンクへの登録ができないケースなどが多く見受けられます。

今年度も道内外からの移住に関する問い合わせは順調に増えていますので、町内に空き家などをお持ちで登録を希望される方は、まずは下記の内容をご確認ください。

TOPIX

- ◆ 空き家などをお持ちの方へ
- ◆ 住宅情報バンク登録の流れ
- ◆ センター利用状況
- ◆ ゆに住まいNavi

売りたい・貸したい空き家、売りたい空き地を所有している

所有者本人が交渉できる

YES

NO

※亡くなっているなどの理由で交渉できない

その物件の土地の地目は

宅地・雑種地

その他

そのままでは住宅情報バンクに登録できません。所有者の名義変更を行ってから当センターまでお越しください。

住宅情報バンクへの登録はできません。ご希望により関係部署をご案内いたしますので、当センターまでご相談ください。

当センターまでお越しください。所有する空き家・空き地の住宅情報バンクへの登録についてご案内いたします。

※各種相談でお越しになる際は事前にご予約下さい。

住宅情報バンク登録の流れ

- ①登録申込：所定の書類に物件についての情報を記載して当センターに提出。
- ②物件確認：当センターが由仁町役場で物件を確認。
- ③登録：利活用に問題がなければ正式に登録。「ゆに住まいNavi」や全国版空き家バンクなどで公開。

登録は簡単!!

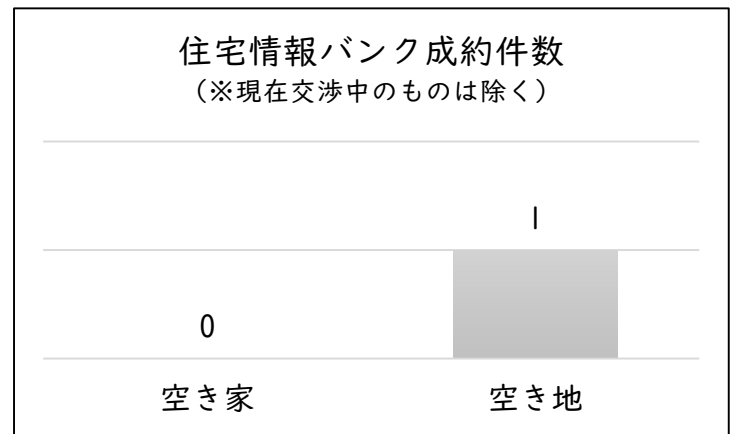
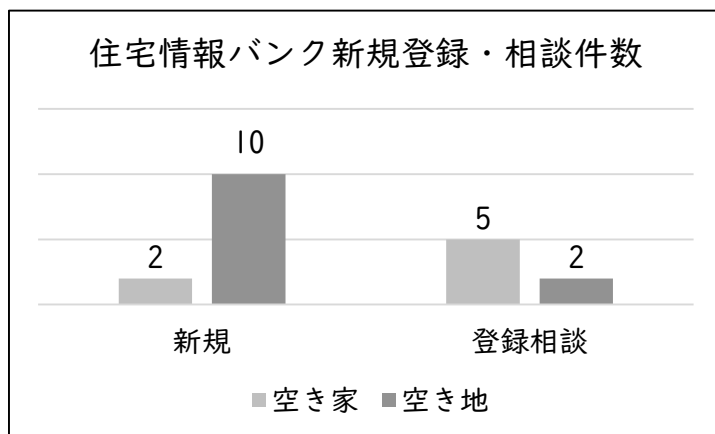
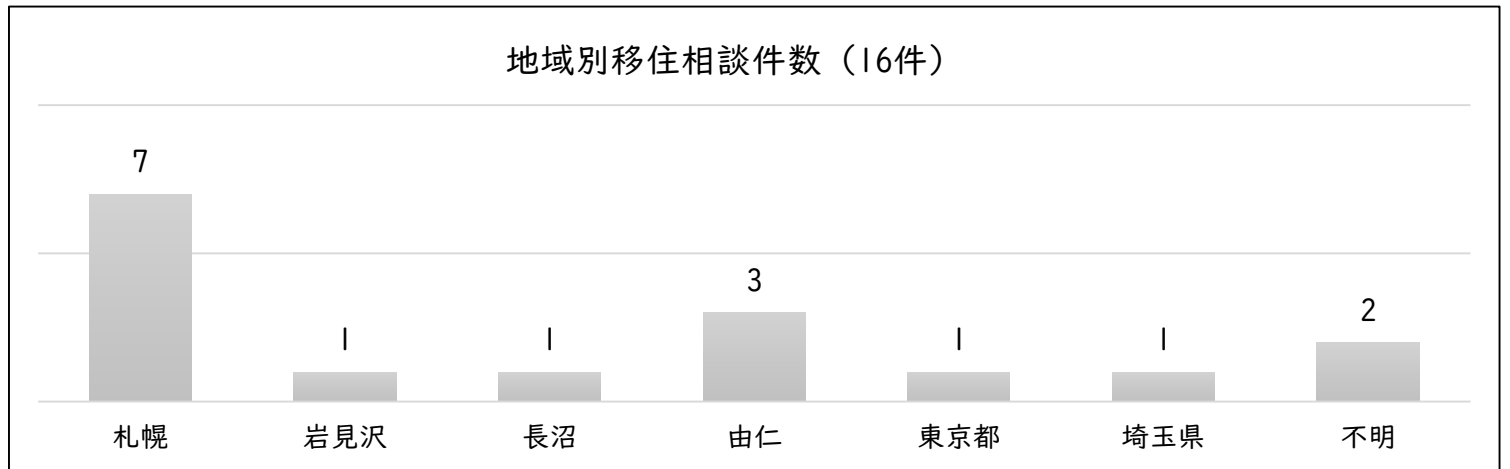
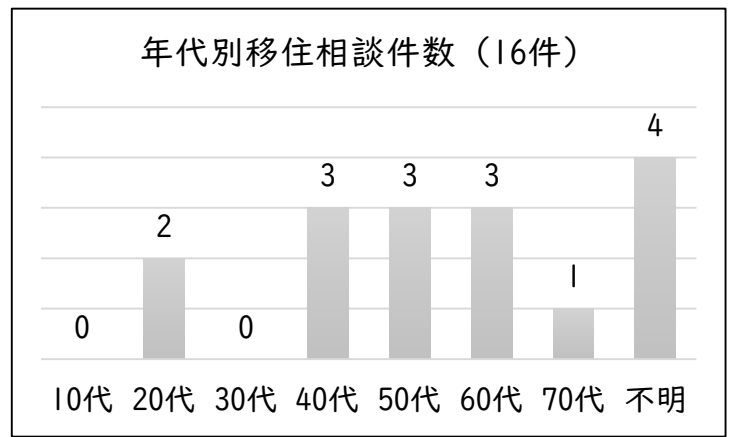
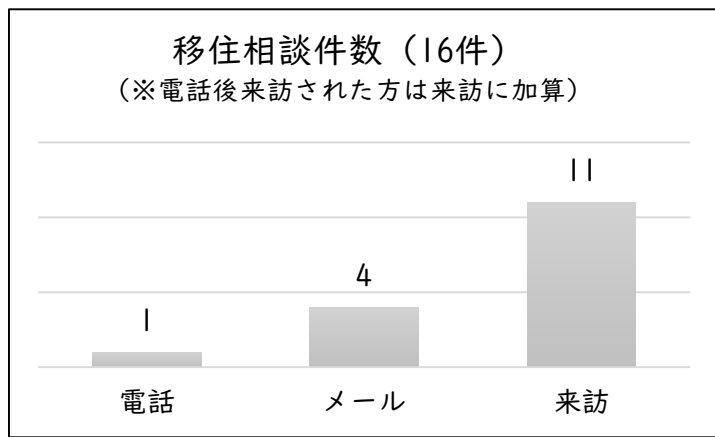


◆空き家管理サービスのご案内

住宅情報バンクに物件を登録された所有者で、遠方にお住まいなどを理由に内覧希望者への対応が難しい方から空き家の鍵をお預かりし、必要に応じて物件のご案内を代行します。お気軽にお問い合わせください。

詳細についてはホームページに詳しく掲載しています。ぜひご覧ください。(https://www.yunirise.com/)

☎ 由仁町移住交流支援センター利用状況 (平成30年6月16日～9月15日まで)



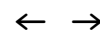
☎ 「ゆに住まいNavi」で情報配信

由仁町では、「由仁町住宅情報バンク」に登録された空き家・空き地物件や、民間賃貸住宅に関する情報を「ゆに住まいNavi」で公開しています。



ホームページ

QRコードからも
ご覧いただけます。



Facebookページ

由仁町移住交流支援センター

様々なご要望に応じて由仁町への移住・定住・交流をお手伝いしています。

由仁町中央202番地 TEL・FAX 0123-83-3755

E-mail info@yuni-sumai.com

運営時間：9:00～17:00 毎週月・火曜日定休

※各種相談でお越しになる際は事前にご予約下さい。

